

令和8年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

◎赤字は年度途中修正箇所

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

令和8年4月1日現在

事業者	施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間	
太平洋セメント株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号	いなべ市藤原町東禅寺字出羽野1668他(2施設)	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん	焼却・焼成	R8.4.1～ R9.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町瀬木松之下634番地	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ばいじん 引火性廃油、特定有害廃油(1,4-ジオキサンを含むものに限り、かつ、燃料化できるものに限る。)	混練	R8.4.1～ R9.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	廃酸、廃アルカリ 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ	中和	R8.4.1～ R9.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町瀬木松之下639番地、640番地、641番地	廃酸、廃アルカリ 引火性廃油、特定有害廃油(1,4-ジオキサンを含むものに限り、かつ、燃料化できるものに限る。)	混練	R8.4.1～ R9.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町阿下喜字中川原3419番1	汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん	混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社瓢屋	愛知県名古屋市熱田区神宮三丁目10番10号	桑名市桑部1053-1、1013-6、1057-4	鉱さい	焼成	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社アイ・エヌ・ジー	愛知県名古屋市中川区助光一丁目907番地	①桑名郡木曾岬町大字和泉281-1 ②桑名郡木曾岬町大字和泉279-1、279-3、280-5	がれき類	選別	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社アイ・エヌ・ジー	愛知県名古屋市中川区助光一丁目907番地	①桑名郡木曾岬町大字和泉281-1 ②桑名郡木曾岬町大字和泉279-1、279-3、280-5	金属くず	選別	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社リーテック	三重郡菰野町大字宿野915番地	三重郡菰野町大字宿野字東川原955他	汚泥	分級・脱水、乾燥、混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社トクヤマ・チヨダジプサム	三重郡川越町大字高松928番地	三重郡川越町大字高松字八幡928番地	紙くず、ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。)	破碎・焼成	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社高野	四日市市桜町5475番地の1	四日市市桜町字東馬谷5469-6、字富塚7346-1	繊維くず	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社高野	四日市市桜町5475番地の1	四日市市桜町字西茅兀5472	金属くず	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
朝日金属株式会社	愛知県名古屋市中川区六が池町555番地	四日市市昌栄町2768-1他(破碎施設)、四日市市昌栄町2745(圧縮施設)	金属くず	破碎、圧縮	R8.4.1～ R9.3.31
日本ウエスト東海株式会社	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田80番地1	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田80番地1	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、木くず、ゴムくず	破碎・圧縮固化(RPF化施設)	R8.4.1～ R9.3.31

令和8年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

◎赤字は年度途中修正箇所

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

令和8年4月1日現在

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
株式会社佐藤商店	鈴鹿市大池三丁目10番10号	鈴鹿市大池三丁目1892番地 他2筆	金属くず	せん断	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社佐藤商店	鈴鹿市大池三丁目10番10号	鈴鹿市大池三丁目6番1号 鈴鹿市大池三丁目1850番	廃プラスチック類、金属くず	圧縮	R8.4.1～ R9.3.31
鈴鹿リサイクルセンター有限公司	鈴鹿市住吉町8440番地	鈴鹿市住吉町字宮西8440番	金属くず	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社司	松阪市五主町1313番地	津市一志町其倉字岩ヶ谷170番1	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)	加熱固化	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社芸濃	津市芸濃町棕本3905番地の1	津市芸濃町棕本字平林6218番1	鉱さい、汚泥(無機性汚泥に限る。)	混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社芸濃	津市芸濃町棕本3905番地の1	津市芸濃町棕本字平林3550番	鉱さい	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
仙人掌株式会社	津市中河原2040番地	津市森町字上大谷2352-1、2353	汚泥(無機性汚泥に限る。)	造粒固化	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社吉野興産	津市戸木町焼野5416番地の1	津市戸木町字焼野5416番1(2施設)	金属くず	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社吉野興産	津市戸木町焼野5416番地の1	津市戸木町字焼野5416番1	紙くず	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社ジャパンメディカルサポートシステムズ	松阪市小野江町888番地	松阪市小野江町字大坂塚887番	廃プラスチック類	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社山本建材	志摩市阿児町立神3412番地	志摩市阿児町立神字石淵3412番1(移動式としても使用。)	金属くず	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社山本建材	志摩市阿児町立神3412番地	志摩市阿児町立神字石淵3412番1	廃プラスチック類、紙くず	破碎・圧縮固化(RPF化)	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社クリンアース・ジャパン	伊賀市西高倉6341番地	伊賀市西高倉 6341番地	汚泥、廃油、動植物性残さ	混合(石灰処理による肥料化)	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社クリンアース・ジャパン	伊賀市西高倉6341番地	伊賀市西高倉 6341番地	汚泥、廃油、動植物性残さ	混合(石灰処理による肥料化)	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社クリンアース・ジャパン	伊賀市西高倉6341番地	伊賀市西高倉 6341番地	汚泥、廃油、動植物性残さ	混合(石灰処理による肥料化)	R8.4.1～ R9.3.31
ケイミュー株式会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	伊賀市三田字東大町 410番地1	ばいじん	混練	R8.4.1～ R9.3.31
ケイミュー株式会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	伊賀市三田字東大町 410番地1	ばいじん	混練	R8.4.1～ R9.3.31

令和8年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

◎赤字は年度途中修正箇所

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

令和8年4月1日現在

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
ケイミュー株式会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	伊賀市三田字東大町 410番地1	ばいじん	混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-5	汚泥(建設汚泥及び浄水汚泥に限る。)	混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-1、5024-5	ばいじん(製紙汚泥を焼却することにより生ずるものに限る。)、ガラスくず等	混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-5	ばいじん(製紙汚泥を焼却することにより生ずるものに限る。)	混練(混練造粒)	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-4、5024-5、5024-6、5024-7	鋳さい(鉄鋼スラグに限る。)	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4631-1、4701-1、4701-10、4704-1、4606、4706、4713-1、4704-2、4700-1、4711-1、4702-3、4711、4621、4631-3	燃え殻、ばいじん、汚泥(無機性汚泥に限る。)	焼成(焙焼)	R8.4.1～ R9.3.31
			特定有害燃え殻、特定有害ばいじん、特定有害汚泥		R8.4.1～ R9.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4713-1、10611-1、10611-2、10613-1、10614-1、10616-1、10616-3、10617-1、10618-1、10621-1、10624-1、10625、10626-1	燃え殻、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥、処分するために処理したもの	焼成(焙焼)	R8.4.1～ R9.3.31
			特定有害燃え殻、特定有害ばいじん、特定有害汚泥		R8.4.1～ R9.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4713-1、10611-1、10611-2、10613-1、10614-1、10616-1、10616-3、10617-1、10618-1、10621-1、10624-1、10625、10626-1	汚泥、動植物性残さ	乾燥(肥料化)	R8.4.1～ R9.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4713-1、10611-1、10611-2、10613-1、10614-1、10616-1、10616-3、10617-1、10618-1、10621-1、10624-1、10625、10626-1	汚泥	炭化(肥料化)	R8.4.1～ R9.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4542-4、4623、4631-1、4638、4701-2、4621	廃プラスチック類、紙くず	破碎・圧縮固化(RPF化)	R8.4.1～ R9.3.31
山一建設株式会社	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市千戸字里ノ垣内 637	汚泥	混練	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田字枹ノ木2441番地の1	伊賀市治田字枹ノ木2441-5、2441-9	廃プラスチック類、紙くず	圧縮固化(選別・圧縮固化)	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田字枹ノ木2441番地の1	伊賀市治田字枹ノ木2441-5、2441-9、2441-11	廃プラスチック類、紙くず	圧縮固化(選別・圧縮固化)	R8.4.1～ R9.3.31

令和8年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

◎赤字は年度途中修正箇所

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

令和8年4月1日現在

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
株式会社エコテック	南牟婁郡御浜町大字引作 141番地69	南牟婁郡御浜町大字引作字谷 内709-71	廃プラスチック類(廃置 に限る。)、繊維くず(廃 置に限る。)	破碎	R8.4.1～ R9.3.31
株式会社エコテック	南牟婁郡御浜町大字引作 141番地69	南牟婁郡御浜町大字引作字谷 内709-71	繊維くず(廃置に限る。)	破碎	R8.4.1～ R9.3.31